

2021年2月8日(月)～3月21日(日)の期間に  
営業時間短縮の要請にご協力いただいている事業者の皆さまへ

## 「愛知県感染防止対策協力金(2/8～3/21実施分)」のお知らせ

### 協力金の概要

各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守している事業者で、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮(※)を実施した事業者に対し、**感染防止対策協力金を愛知県が交付します。**

(※) 営業時間の短縮には、感染防止対策のため終日休業した場合も含まれます。

#### ■対象となる事業者

県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者  
**<対象施設> 「飲食店等」**

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要 ※大企業も対象

#### ■営業時間短縮の内容・支給額 等

営業時間短縮要請の内容の変更により対象期間・支給額等が変更になる場合があります。

| 対象期間    | 2021年2月8日(月)～28日(日)<br>【21日間】                                                                                                    | 2021年3月1日(月)～21日(日)<br>【21日間】                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 営業時間の短縮 | 午前5時から <b>午後8時まで</b><br>酒類の提供は午前11時から午後7時まで<br>※従前より午前5時から午後8時までの時間帯を越えて営業していることが必要                                              | 午前5時から <b>午後9時まで</b><br>※従前より午前5時から午後9時までの時間帯を越えて営業していることが必要 |
| 支給額     | 1店舗1日あたり <b>6万円</b> 最大126万円<br>(要請に応じた日数分を交付)                                                                                    | 1店舗1日あたり <b>4万円</b> 最大84万円<br>(要請に応じた日数分を交付)                 |
| 主な要件    | ・業種別ガイドラインを遵守<br>・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示<br>(既に「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターをお持ちの場合は、そのPRステッカーとポスターを掲示いただいて差し支えありません。) |                                                              |

※ 上記2つの実施分は、合わせて申請となります。

※ 1月12日～2月7日実施分の営業時間短縮要請に対する協力金(3月12日(金)締切)は、制度が異なるため、申請は別となりますのでご注意ください。

### 申請受付期間

#### 要請期間終了後(3月22日予定)～1ヶ月程度

受付方法の詳細については現在調整中です。詳細が決まりましたら、WEBページ等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/enchou.html>



## 申請に必要な書類（予定）

- (1) 愛知県感染防止対策協力金 交付申請書兼請求書・申請に関する誓約書
- (2) 営業実態が確認できる書類（飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し、確定申告書の写し）
- (3) 営業時間短縮(休業含む)の状況が確認できる書類（ホームページの画面の写し又は掲示ポスターの写真等）
- (4) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し）
- (5) 振込先口座が分かる書類

### 【参考】営業時間短縮のイメージ

2月8日(月)～2月28日(日)

| 営業時間     | 午前5時                                                 | 午後8時 | 午前5時                  | 午後8時 |
|----------|------------------------------------------------------|------|-----------------------|------|
| 元々の営業時間  | 午前5時～午後8時の時間帯を越えて営業                                  |      | 午前5時～午後8時の時間帯内で営業     |      |
| 変更後の営業時間 | 午前5時～午後8時の時間帯に短縮<br>(酒類の提供は午前11時～午後7時)<br>もしくは<br>休業 |      | 営業時間を短縮<br>もしくは<br>休業 |      |
| 協力金の対象可否 | 対象                                                   |      | 対象外                   |      |

3月1日(月)～3月21日(日)

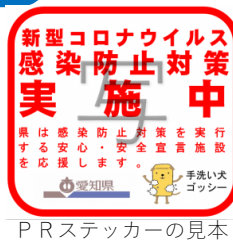
| 営業時間     | 午前5時                           | 午後9時 | 午前5時                  | 午後9時 |
|----------|--------------------------------|------|-----------------------|------|
| 元々の営業時間  | 午前5時～午後9時の時間帯を越えて営業            |      | 午前5時～午後9時の時間帯内で営業     |      |
| 変更後の営業時間 | 午前5時～午後9時の時間帯に短縮<br>もしくは<br>休業 |      | 営業時間を短縮<br>もしくは<br>休業 |      |
| 協力金の対象可否 | 対象                             |      | 対象外                   |      |

## 安全・安心宣言施設登録

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届け出た施設を「安全・安心宣言施設」として登録した事業者には、PRステッカー・ポスターを提供しております。

詳しくは、下記のサイトをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>



PRステッカーの見本

## お問い合わせ先（県民相談総合窓口・コールセンター）

電話番号：052-954-7453

（別途協力金専用コールセンターを設置予定です。設置後の電話番号はWEB等でお知らせします）

開設時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を含む毎日）